

佐賀県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月4日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第44号

佐賀県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県環境影響評価条例施行規則（平成11年佐賀県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
目次 第1章 略 第2章 方法書（ <u>第3条</u> 第8条） 第3章 略 第4章 評価書（第19条 <u>第22条</u> ） 第5章 略 第6章 評価書の公告及び縦覧後の手続（第25条 <u>第31条</u> ） 第7章 環境影響評価その他の手続の特例等（ <u>第32条</u> 第39条） 第8章・第9章 略 附則 （対象事業） 第2条 略	目次 第1章 略 <u>第1章の2 配慮書（第2条の2 第2条の9）</u> 第2章 方法書（ <u>第2条の10</u> 第8条） 第3章 略 第4章 評価書（第19条 <u>第22条の2</u> ） 第5章 略 第6章 評価書の公告及び縦覧後の手続（第25条 <u>第31条の2</u> ） 第7章 環境影響評価その他の手続の特例等（ <u>第31条の3</u> 第39条） 第8章・第9章 略 附則 （対象事業） 第2条 略 <u>第1章の2 配慮書</u> <u>（配慮書の記載事項）</u> <u>第2条の2 条例第4条の3第1項第5号の規則で定める事項は、</u> <u>条例第4条の6の規定により配慮書の案についての意見を求めた</u> <u>場合における関係する地域を管轄する市町長の環境の保全の見地</u> <u>からの意見（以下「関係市町長の意見」という。）又は一般の環境</u>

改正前	改正後
	<p><u>の保全の見地からの意見（以下「一般の意見」という。）の概要とする。</u></p> <p><u>2 条例第4条の3第1項の規定により配慮書を作成するに当たっては、前項の意見についての配慮書事業者の見解を記載するように努めるものとする。</u></p> <p><u>（配慮書の送付）</u></p> <p><u>第2条の3 条例第4条の4の規定による配慮書の送付は、配慮書等送付書（様式第1号）に配慮書及びこれを要約した書類の写しを添付して行わなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、条例第4条の6の規定により配慮書の案について一般の意見を求めた場合は、当該意見の概要及び当該意見に対する配慮書事業者の見解を記載した書類を添付しなければならない。</u></p> <p><u>3 第1項の写しの部数は、50部とする。</u></p> <p><u>（配慮書の公表）</u></p> <p><u>第2条の4 条例第4条の4の規定により配慮書及びこれを要約した書類を公表する場所は、配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域内において、次に掲げる場所のうちから、できる限り一般の参集の便を考慮して定めなければならない。</u></p> <p><u>(1) 配慮書事業者の事務所</u></p> <p><u>(2) 県の庁舎</u></p> <p><u>(3) 関係する市町の協力が得られた場合にあっては、その庁舎その他の関係する市町の施設</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、配慮書事業者が利用することができる適切な施設</u></p> <p><u>2 条例第4条の4の規定による配慮書及びこれを要約した書類の公表は、前項の場所において行うとともに、次に掲げる方法のうち適切な方法により行わなければならない。</u></p>

改正前	改正後
	<p>(1) <u>配慮書事業者のウェブサイトに掲載すること。</u></p> <p>(2) <u>県のウェブサイトに掲載すること。</u></p> <p>(3) <u>関係市町の協力を得て、関係市町のウェブサイトに掲載すること。</u></p> <p>3 <u>前2項に規定する方法による公表は、配慮書の内容を周知するための相当な期間を定めて行わなければならない。</u></p> <p><u>(配慮書についての知事の意見)</u></p> <p>第2条の5 <u>条例第4条の5第1項の規則で定める期間は、90日とする。</u></p> <p>2 <u>知事は、条例第4条の5第1項の規定により意見を述べるに当たって必要があると認めるときは、期間を指定して、配慮書について関係市町長の意見を求めることができるものとする。</u></p> <p>3 <u>条例第4条の5第1項の規定により意見を述べる場合において、知事は、前項の意見を勘案するとともに、第2条の3第2項の書類に記載された意見に配意するものとする。</u></p> <p><u>(配慮書についての意見の聴取)</u></p> <p>第2条の6 <u>配慮書事業者は、条例第4条の6の規定による意見の聴取を行わない場合は、その理由を配慮書において明らかにしなければならない。</u></p> <p>2 <u>配慮書事業者は、配慮書対象事業の計画の立案を段階的に行う場合にあつては、当該立案の過程において、配慮書の案又は配慮書について関係市町長の意見及び一般の意見を複数回求めるように努めるものとする。</u></p> <p>3 <u>配慮書事業者は、配慮書の案について条例第4条の6の規定による意見の聴取を行う場合においては、まず一般の意見を求め、次に関係市町長の意見を求めるように努めるものとする。</u></p> <p>4 <u>配慮書事業者は、配慮書について条例第4条の6の規定による意見の聴取を行う場合においては、条例第4条の4の規定による配慮書の送付を行った後、速やかに、関係市町長の意見及び一般</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>の意見を同時に求めるように努めるものとする。</u></p> <p><u>第2条の7 配慮書事業者は、条例第4条の6の規定により配慮書の案又は配慮書について一般の意見を求めるときは、配慮書の案又は配慮書を作成した旨及び次に掲げる事項を公告し、公告の日の翌日から起算して30日以上を期間を定めて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</u></p> <p><u>(1) 配慮書事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</u></p> <p><u>(2) 配慮書対象事業の名称、種類及び規模</u></p> <p><u>(3) 配慮書対象事業実施想定区域</u></p> <p><u>(4) 配慮書の案又は配慮書の縦覧及び公表の方法及び期間</u></p> <p><u>(5) 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨</u></p> <p><u>(6) 前号に規定する意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項</u></p> <p><u>2 前項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 官報に掲載すること。</u></p> <p><u>(2) インターネットを利用して閲覧に供すること。</u></p> <p><u>(3) 関係する市町の協力を得て、その広報紙に掲載すること。</u></p> <p><u>(4) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること。</u></p> <p><u>(5) 県の掲示板に掲示すること又は関係する市町の協力を得て、その市町の掲示板に掲示すること。</u></p> <p><u>3 第1項の規定により配慮書の案又は配慮書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。</u></p> <p><u>(1) 配慮書事業者の事務所</u></p> <p><u>(2) 県の庁舎</u></p>

改正前	改正後
	<p>(3) <u>関係する市町の協力が得られた場合にあっては、その庁舎その他の関係する市町の施設</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、配慮書事業者が利用することができる適切な施設</u></p> <p>4 <u>第1項の規定による公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>配慮書事業者のウェブサイトに掲載すること。</u></p> <p>(2) <u>県のウェブサイトに掲載すること。</u></p> <p>(3) <u>関係市町の協力を得て、関係市町のウェブサイトに掲載すること。</u></p> <p>5 <u>配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第1項第6号の提出期限までの間に、配慮書事業者に対し、次に掲げる事項を記載した意見書の提出により、これを述べるができる。</u></p> <p>(1) <u>意見書を提出する者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</u></p> <p>(2) <u>意見書の提出の対象である配慮書の案又は配慮書の名称</u></p> <p>(3) <u>配慮書の案又は配慮書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由</u></p> <p>第2条の8 <u>配慮書事業者は、条例第4条の6の規定により配慮書の案又は配慮書について関係市町長の意見を求める場合は、その旨を記載した書面に、配慮書の案又は配慮書及びこれらを要約した書類の写し並びに当該配慮書の案について前条の規定により一般の意見を求めたときは当該意見の概要及び当該意見に対する配慮書事業者の見解を記載した書類を添えて、関係する地域を管轄する市町長に送付し、送付の日の翌日から起算して60日以上期間を定めて行うものとする。</u></p> <p>2 <u>関係する地域を管轄する市町長は、前項の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、配慮書事業者が定める期間内に、配慮</u></p>

改正前	改正後
<p>第2章 略</p>	<p>書事業者に対し、配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べる<u>ことができる。</u></p> <p>3 第1項の写しの部数は5部とする。</p> <p><u>(配慮書対象事業の廃止等の場合の公表)</u></p> <p>第2条の9 条例第4条の7第1項の規定による公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行わなければならない。</p> <p>(1) 官報に掲載すること。</p> <p>(2) インターネットを利用して閲覧に供すること。</p> <p>(3) 関係する市町の協力を得て、その広報紙に掲載すること。</p> <p>(4) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること。</p> <p>(5) 県の掲示板に掲示すること又は関係する市町の協力を得て、その市町の掲示板に掲示すること。</p> <p>2 条例第4条の7第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について行わなければならない。</p> <p>(1) 配慮書事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 配慮書対象事業の名称、種類及び規模</p> <p>(3) 条例第4条の7第1項各号のいずれかに該当することとなった旨</p> <p>(4) 条例第4条の7第1項第3号に該当した場合にあっては、引継ぎにより新たに配慮書事業者となった者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>第2章 略</p> <p><u>(方法書の記載事項)</u></p> <p>第2条の10 条例第5条第1項第8号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 条例第4条の3の規定により配慮書を作成した場合については、次に掲げるもの</p>

改正前	改正後
<p>(方法書の送付)</p> <p>第3条 条例第6条の規定による方法書の送付は、<u>方法書送付書(様式第1号)</u>に方法書の写しを添付して行わなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(方法書について公告する事項)</p>	<p><u>ア 条例第4条の6の規定による意見の聴取を行ったときは、関係市町長の意見又は一般の意見の概要</u></p> <p><u>イ アの意見についての配慮書事業者の見解</u></p> <p><u>ウ 条例第4条の2の規定による事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容</u></p> <p>(2) <u>環境影響評価法(平成9年法律81号。以下「法」という。)</u>又は他の地方公共団体の条例の定めるところに従って、対象事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の事項を決定するに当たって、1又は2以上の当該事業の実施が想定された区域における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討を行った書類を作成した場合については、次の各号に掲げる事項のうち、法又は他の地方公共団体の条例において条例第5条の方法書に相当する書類の記載事項として定められているもの</p> <p><u>ア 当該書類の内容</u></p> <p><u>イ 当該書類についての法第3条の6の規定による主務大臣の意見又は他の地方公共団体の条例に基づく都道府県知事若しくは市町村長の意見がある場合には、その意見</u></p> <p><u>ウ 当該書類についての一般の意見がある場合には、その概要</u></p> <p><u>エ イ及びウの意見についての事業者の見解</u></p> <p><u>オ 当該事業が実施されるべき区域その他の事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容</u></p> <p>(方法書の送付)</p> <p>第3条 条例第6条の規定による方法書及びこれを要約した書類の送付は、<u>方法書等送付書(様式第1号の2)</u>に方法書及びこれを要約した書類の写しを添付して行わなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(方法書について公告する事項)</p>

改正前	改正後
<p>第5条 略</p>	<p>第5条 略</p> <p><u>(方法書の公表)</u></p> <p>第5条の2 条例第7条の規定による方法書及び要約書の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行わなければならない。</p> <p>(1) 事業者のウェブサイトに掲載すること。</p> <p>(2) 県のウェブサイトに掲載すること。</p> <p>(3) 関係市町の協力を得て、関係市町のウェブサイトに掲載すること。</p> <p><u>(方法書説明会の開催)</u></p> <p>第5条の3 条例第7条の2第1項の方法書説明会は、できる限り方法書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めなければならない。</p> <p>2 方法書説明会は、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域に2以上の市町の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、方法書説明会を開催すべき地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。</p> <p><u>(方法書説明会の開催の公告)</u></p> <p>第5条の4 第4条第1項の規定は、条例第7条の2第2項の規定による公告について準用する。</p> <p>2 条例第7条の2第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行わなければならない。</p> <p>(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 対象事業の名称、種類及び規模</p> <p>(3) 対象事業が実施されるべき区域</p> <p>(4) 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲</p> <p>(5) 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所</p>

改正前	改正後
<p>(準備書について公告する事項)</p> <p>第11条 略</p> <p>(説明会の開催)</p> <p>第12条 条例第16条第1項の説明会(以下「説明会」という。)は、<u>できる限り説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めなければならない。</u></p> <p>2 <u>説明会は、関係地域に2以上の市町の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要があると認める場合には、説明会を開催すべき地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。</u></p> <p>(説明会の開催の公告)</p> <p>第13条 第4条第1項の規定は、条例第16条第2項の規定による公告について準用する。</p>	<p><u>(事業者の責めに帰することができない事由)</u></p> <p>第5条の5 条例第7条の2第4項の事業者の責めに帰することができない事由であって規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。</p> <p>(1) <u>天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。</u></p> <p>(2) <u>事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによって方法書説明会を円滑に開催することができないことが明らかであること。</u></p> <p>(準備書について公告する事項)</p> <p>第11条 略</p> <p><u>(準備書の公表)</u></p> <p>第11条の2 第5条の2の規定は、条例第15条の規定による公表について準用する。この場合において、第5条の2中「方法書」とあるのは「準備書」と読み替えるものとする。</p> <p>(準備書説明会の開催)</p> <p>第12条 第5条の3の規定は、条例第16条第1項の規定による準備書説明会について準用する。この場合において、第5条の3中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と、「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。</p> <p>(準備書説明会の開催の公告)</p> <p>第13条 第4条第1項の規定は、条例第16条第2項において準用する<u>条例第7条の2第2項の規定による公告について準用する。</u></p>

改正前	改正後
<p>2 条例第16条第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行わなければならない。</p> <p>(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 対象事業の名称、種類及び規模</p> <p>(3) 対象事業が実施されるべき区域</p> <p>(4) 関係地域の範囲</p> <p>(5) 説明会の開催を予定する日時及び場所 （事業者の責めに帰することができない事由）</p> <p>第14条 条例第16条第3項の事業者の責めに帰することができない事由であって規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。</p> <p>(1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること。</p> <p>(2) 事業者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによつて説明会を円滑に開催することができないことが明らかであること。</p> <p>（準備書の記載事項の周知）</p> <p>第15条 条例第16条第3項の規定による準備書の記載事項の周知は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行わなければならない。</p> <p>(1) 要約書を求めに応じて提供することを周知させた後、要約書を求めに応じて提供すること。</p> <p>(2) 準備書の概要を公告すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、準備書の記載事項を周知させるための適切な方法</p> <p>2 第4条第1項の規定は、前項第2号の規定による公告について準用する。</p> <p>（評価書について公告する事項）</p> <p>第22条 略</p>	<p>2 第5条の4第2項の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第2項の規定による公告について準用する。この場合において、第5条の4第2項第4号中「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは「関係地域」と、同項第5号中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。</p> <p>（事業者の責めに帰することができない事由）</p> <p>第14条 第5条の5の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第4項の事業者の責めに帰することができない事由について準用する。この場合において、第5条の5中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。</p> <p>第15条 削除</p> <p>（評価書について公告する事項）</p> <p>第22条 略</p>

改正前	改正後			
<p>(事後調査報告書について公告する事項) 第31条 略</p> <p>第7章 略</p>	<p>(評価書の公表) 第22条の2 第5条の2の規定は、条例第22条の規定による公表について準用する。この場合において、第5条の2中「方法書」とあるのは「評価書」と読み替えるものとする。</p> <p>(事後調査報告書について公告する事項) 第31条 略</p> <p>(事後調査報告書の公表) 第31条の2 第5条の2の規定は、条例第31条の規定による公表について準用する。この場合において、第5条の2中「方法書及び要約書」とあるのは「事後調査報告書」と読み替えるものとする。</p> <p>第7章 略</p> <p>(都市計画決定権者が計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う場合の条例の適用) 第31条の3 条例第31条の2第1項の規定により都市計画決定権者が計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う場合においては、条例第4条の2から第4条の7まで(条例第4条の3第2項並びに第4条の7第1項第3号及び第2項を除く。)の規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1160 1042 2022 1393"> <tr> <td data-bbox="1160 1042 1368 1393"> <u>条例第4条の2</u> </td> <td data-bbox="1368 1042 1675 1393"> <u>配慮書対象事業(第2条第2項の規則で定める事業(法第2条第2項に規定する第1種事業及び法第3条の10第1項の規定による通知がなされた法第2条第3項に規定する第2種事</u> </td> <td data-bbox="1675 1042 2022 1393"> <u>第31条の2第1項の都市計画決定権者(以下「都市計画決定権者」という。)は、配慮書対象事業又は配慮書対象事業に係る施設を都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により都市計画に定めようとする場合に</u> </td> </tr> </table>	<u>条例第4条の2</u>	<u>配慮書対象事業(第2条第2項の規則で定める事業(法第2条第2項に規定する第1種事業及び法第3条の10第1項の規定による通知がなされた法第2条第3項に規定する第2種事</u>	<u>第31条の2第1項の都市計画決定権者(以下「都市計画決定権者」という。)は、配慮書対象事業又は配慮書対象事業に係る施設を都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により都市計画に定めようとする場合に</u>
<u>条例第4条の2</u>	<u>配慮書対象事業(第2条第2項の規則で定める事業(法第2条第2項に規定する第1種事業及び法第3条の10第1項の規定による通知がなされた法第2条第3項に規定する第2種事</u>	<u>第31条の2第1項の都市計画決定権者(以下「都市計画決定権者」という。)は、配慮書対象事業又は配慮書対象事業に係る施設を都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により都市計画に定めようとする場合に</u>		

改正前	改正後		
		業を除く。)をいう。 以下同じ。)を実施しようとする者(委託に係る配慮書対象事業にあっては、その委託をしようとする者。以下「配慮書事業者」という。)は、配慮書対象事業	ける当該都市計画に係る配慮書対象事業(以下「都市計画配慮書対象事業」という。)
	条例第4条の3第1項各号列記以外の部分	配慮書事業者	都市計画決定権者
	条例第4条の3第1号	配慮書事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
	条例第4条の3第2号	配慮書対象事業	都市計画配慮書対象事業
	条例第4条の3第3号	配慮書対象事業実施想定区域	都市計画配慮書対象事業実施想定区域
	条例第4条の4から第4条の6	配慮書事業者	都市計画決定権者
	条例第4条の7第1項各号列記以外の部	配慮書事業者 第7条又は	都市計画決定権者 第32条の規定により読み替えて適用される第7条

改正前		改正後			
<p>(都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合の条例の適用)</p> <p>第32条 条例第32条第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合においては、条例第5条から第28条まで(条例第5条第2項、第13条第2項並びに第24条第1項第3号及び第2項を除く。)の規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		分		又は法第40条第2項の規定により読み替えて適用される	
		条例第4条の7第1項第1号	配慮書対象事業を実施しない	都市計画配慮書対象事業を都市計画に定めない	
<p>第32条 条例第32条第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合においては、条例第5条から第28条まで(条例第5条第2項、第13条第2項並びに第24条第1項第3号及び第2項を除く。)の規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		<p>第32条 条例第32条第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合においては、条例第5条から第28条まで(条例第5条第3項、第13条第2項並びに第24条第1項第3号及び第2項を除く。)の規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			
条例第5条第1項各号列記以外の部分	事業者	第32条第1項の都市計画決定権者(以下「都市計画決定権者」という。)	条例第5条第1項各号列記以外の部分	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	対象事業が都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施		第4条の2の配慮書対象事業	第31条の2の規定により読み替えて適用される第4条の2の都市計画配慮書対象事業
				対象事業	対象事業が都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により

改正前			改正後		
		設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設（第23条及び第24条第1項第1号において「対象事業等」という。）を同法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る対象事業（以下「都市計画対象事業」という。）			都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設（第23条及び第24条第1項第1号において「対象事業等」という。）を同法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る対象事業（以下「都市計画対象事業」という。）
略			略		
条例第5条第1項第3号	略		条例第5条第1項第3号	略	
条例第5条第1項第4号	対象事業	都市計画対象事業	条例第5条第1項第6号	事業者	都市計画決定権者
			条例第5条第1項第7号	対象事業	都市計画対象事業
			条例第5条第2項	事業者 第4条の2の配慮書 対象事業	都市計画決定権者 第31条の2の規定により読み替えて適用される第4条の2の都市計画配慮書対象事業
条例第6条	略		条例第6条	略	
条例第7条			条例第7条		
			条例第7条の2	事業者	都市計画決定権者

改正前		改正後	
第8条第1項	略	第8条第1項	略
略		略	
<p>(事業者の行う環境影響評価との調整)</p> <p>第35条</p> <p>事業者が条例第5条の規定により方法書を作成してから条例第7条の規定による公告を行うまでの間において、当該方法書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、当該方法書に係る事業者(事業者が既に条例第6条の規定により当該方法書を送付しているときは、事業者及びその送付を受けた者)にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る対象事業についての条例第32条第1項の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後直ちに、当該方法書を都市計画決定権者に送付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、その通知を受ける前に事業者が行った環境影響評価その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。</p> <p>3 略</p>		<p>(配慮書事業者及び事業者の行う環境影響評価等との調整)</p> <p>第35条 <u>配慮書事業者が条例第4条の3の規定により配慮書を作成してから条例第5条の規定による方法書の作成を行うまでの間において、当該配慮書に係る配慮書対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、当該配慮書に係る配慮書事業者(配慮書事業者が既に条例第4条の4の規定により当該配慮書を送付しているときは、配慮書事業者及びその送付を受けた者)にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る配慮書対象事業についての条例第31条の2第1項の規定は、配慮書事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、配慮書事業者は、その通知を受けた後直ちに、当該配慮書を都市計画決定権者に送付しなければならない。</u></p> <p>2 事業者が条例第5条の規定により方法書を作成してから条例第7条の規定による公告を行うまでの間において、当該方法書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、当該方法書に係る事業者(事業者が既に条例第6条の規定により当該方法書を送付しているときは、事業者及びその送付を受けた者)にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る対象事業についての条例第32条第1項の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後直ちに、当該方法書を都市計画決定権者に送付しなければならない。</p> <p>3 <u>前2項の場合において、その通知を受ける前に配慮書事業者又は事業者が行った環境影響評価その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、配慮書事業者又は事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。</u></p> <p>4 略</p>	

改正前	改正後												
<p>4 第2項の規定は、前項の規定による送付が行われる前の手続について準用する。</p> <p>5 事業者が条例第15条の規定による公告を行ってから条例第22条の規定による公告を行うまでの間において、<u>第3項の都市計画につき都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、引き続き条例第5章及び第6章の規定による環境影響評価その他の手続を行うものとし、条例第32条第1項の規定は適用しない。</u>この場合において、事業者は、条例第22条の規定による公告を行った後速やかに、都市計画決定権者に当該公告に係る同条の評価書を送付しなければならない。</p>	<p>5 第3項の規定は、前項の規定による送付が行われる前の手続について準用する。</p> <p>6 事業者が条例第15条の規定による公告を行ってから条例第22条の規定による公告を行うまでの間において、<u>第4項の都市計画につき都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、引き続き条例第5章及び第6章の規定による環境影響評価その他の手続を行うものとし、条例第32条第1項の規定は適用しない。</u>この場合において、事業者は、条例第22条の規定による公告を行った後速やかに、都市計画決定権者に当該公告に係る同条の評価書を送付しなければならない。</p> <p><u>(都市計画決定権者が計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う場合の規則の適用)</u></p> <p><u>第35条の2 条例第31条の2第1項の規定により都市計画配慮書対象事業について都市計画決定権者が計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う場合においては、第2条の2から第2条の9まで(第2条の9第2項第4号を除く。)の規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1167 1038 2024 1369"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1167 1038 1373 1161">第2条の2第1項</td> <td data-bbox="1373 1038 1671 1161">条例第4条の6</td> <td data-bbox="1671 1038 2024 1161">第31条の3の規定により読み替えて適用される条例第4条の6</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 1161 1373 1284">第2条の2第2項</td> <td data-bbox="1373 1161 1671 1284">条例第4条の3第1項</td> <td data-bbox="1671 1161 2024 1284">第31条の3の規定により読み替えて適用される条例第4条の3第1項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 1284 1373 1326"></td> <td data-bbox="1373 1284 1671 1326">配慮書事業者</td> <td data-bbox="1671 1284 2024 1326">都市計画決定権者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 1326 1373 1369">第2条の3第</td> <td data-bbox="1373 1326 1671 1369">条例第4条の4</td> <td data-bbox="1671 1326 2024 1369">第31条の3の規定により</td> </tr> </tbody> </table>	第2条の2第1項	条例第4条の6	第31条の3の規定により読み替えて適用される条例第4条の6	第2条の2第2項	条例第4条の3第1項	第31条の3の規定により読み替えて適用される条例第4条の3第1項		配慮書事業者	都市計画決定権者	第2条の3第	条例第4条の4	第31条の3の規定により
第2条の2第1項	条例第4条の6	第31条の3の規定により読み替えて適用される条例第4条の6											
第2条の2第2項	条例第4条の3第1項	第31条の3の規定により読み替えて適用される条例第4条の3第1項											
	配慮書事業者	都市計画決定権者											
第2条の3第	条例第4条の4	第31条の3の規定により											

改正前	改正後		
	1項		読み替えて適用される条例第4条の4
	第2条の3第2項	条例第4条の6	第31条の3の規定により読み替えて適用される条例第4条の6
		配慮書事業者	都市計画決定権者
	第2条の4第1項各号列記以外の部分	条例第4条の4	第31条の3の規定により読み替えて適用される条例第4条の4
		配慮書対象事業	都市計画配慮書対象事業
	第2条の4第1項第1号及び4号	配慮書事業者	都市計画決定権者
	第2条の4第2項各号列記以外の部分	条例第4条の4	第31条の3の規定により読み替えて適用される条例第4条の4
	第2条の4第2項第1号	配慮書事業者	都市計画決定権者
	第2条の5	条例第4条の5第1項	第31条の3の規定により読み替えて適用される条例第4条の5第1項
	第2条の6第1項	配慮書事業者	都市計画決定権者
		条例第4条の6	第31条の3の規定により読み替えて適用される条例第4条の6
	第2条の6第2項	配慮書事業者	都市計画決定権者
		配慮書対象事業	都市計画配慮書対象事業

改正前	改正後		
	第2条の6第3項	配慮書事業者 条例第4条の6	都市計画決定権者 第31条の3の規定により読み替えて適用される条例第4条の6
	第2条の6第4項	配慮書事業者 条例第4条の6 条例第4条の4	都市計画決定権者 第31条の3の規定により読み替えて適用される条例第4条の6 第31条の3の規定により読み替えて適用される条例第4条の4
	第2条の7第1項各号列記以外の部分	配慮書事業者 条例第4条の6	都市計画決定権者 第31条の3の規定により読み替えて適用される条例第4条の6
	第2条の7第1項第1号	配慮書事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
	第2条の7第1項第2号	配慮書対象事業	都市計画配慮書対象事業
	第2条の7第1項第3号	配慮書対象事業実施想定区域	都市計画配慮書対象事業実施想定区域
	第2条の7第3項から第5項まで	配慮書事業者	都市計画決定権者

改正前	改正後				
	第2条の8第1項	配慮書事業者 条例第4条の6	都市計画決定権者 第31条の3の規定により読み替えて適用される条例第4条の6		
	第2条の8第2項	配慮書事業者	都市計画決定権者		
	第2条の9の見出し	配慮書対象事業	都市計画配慮書対象事業		
	第2条の9第1項及び第2項	条例第4条の7第1項	第31条の3の規定により読み替えて適用される条例第4条の7第1項		
	第2条の9第2項第1号	配慮書事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称		
	第2条の9第2項第2号	配慮書対象事業	都市計画配慮書対象事業		
<p>（都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合の規則の適用）</p> <p>第36条 条例第32条第1項の規定により都市計画対象事業については、第3条から第27条まで（第24条第2項第4号及び第3項を除く。）の規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>（都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合の規則の適用）</p> <p>第36条 条例第32条第1項の規定により都市計画対象事業については、第2条の10から第27条まで（第24条第2項第4号及び第3項を除く。）の規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>				
第3条第1項	条例第6条	第32条の規定により読み	第2条の10第	条例第4条の3	第31条の3の規定により

改正前			改正後		
		替えて適用される条例第6条	1号		読み替えて適用される条例第4条の3
			第2条の10第1号ア	条例第4条の6	第31条の3の規定により読み替えて適用される条例第4条の6
			第2条の10第1号イ	配慮書事業者	都市計画決定権者
			第2条の10第1号ウ	条例第4条の2	第31条の3の規定により読み替えて適用される条例第4条の2
			第3条第1項	条例第6条	第32条の規定により読み替えて適用される条例第6条
略			略		
第5条第7号	略		第5条第7号	略	
			第5条の2	条例第7条	第32条の規定により読み替えて適用される条例第7条
				事業者	都市計画決定権者
			第5条の3第1項	条例第7条の2第1項	第32条の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第1項
			第5条の3第2項	対象事業	都市計画対象事業
				事業者	都市計画決定権者
			第5条の4	条例第7条の2第2項	第32条の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第2項

改正前			改正後		
			第5条の4第2項第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
			第5条の4第2項第2号から第4号まで	対象事業	都市計画対象事業
			第5条の5	条例第7条の2第4項	第32条の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第4項
				事業者	都市計画決定権者
第6条	略		第6条	略	
	略			略	
第11条第7号	略		第11条第7号	略	
第12条第1項	条例第16条第1項	第32条の規定により読み替えて適用される条例第16条第1項	第11条の2	条例第15条	第32条の規定により読み替えて適用される条例第15条
第12条第2項	事業者	都市計画決定権者	第12条	条例第16条第1項	第32条の規定により読み替えて適用される条例第16条第1項
第13条	略		第13条	略	
第13条第2項第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務	都市計画決定権者の名称			

改正前			改正後		
	所の所在地)				
第13条第2項 第2号及び第 3号	対象事業	都市計画対象事業			
第14条の見出し	略		第14条の見出し	略	
第14条	条例第16条第3項	第32条の規定により読み替えて適用される条例第16条第3項	第14条	条例第16条第2項	第32条の規定により読み替えて適用される条例第16条第2項
	略			略	
第15条第1項	条例第16条第3項	第32条の規定により読み替えて適用される条例第16条第3項			
第16条	略		第16条	略	
略			略		
第22条第2号 及び第3号	略		第22条第2号 及び第3号	略	
			第22条の2	条例第22条	第32条の規定により読み替えて適用される条例第22条
第23条の見出し	略		第23条の見出し	略	
略			略		
(港湾環境影響評価その他の手続を行う場合の条例の技術的読替え)			(港湾環境影響評価その他の手続を行う場合の条例の技術的読替え)		
第38条 条例第33条第2項の規定により条例第4章から第8章まで (条例第13条第1項第4号及び第2項、第24条第1項第3号及び			第38条 条例第33条第2項の規定により条例第4章から第8章まで (条例第13条第1項第4号及び第2項、第24条第1項第3号及び		

改正前			改正後		
第2項、第25条第4項並びに第26条から第29条までを除く。)の規定を港湾環境影響評価その他の手続について準用する場合においては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			第2項、第25条第4項並びに第26条から第29条までを除く。)の規定を港湾環境影響評価その他の手続について準用する場合においては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
略			略		
条例第11条第1項	事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第8条第1項の意見に配意して第5条第1項第4号に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価	略	条例第11条第1項	事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第8条第1項の意見に配意して第5条第1項第7号に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価	略
略			略		
条例第13条第1項第1号	第5条第1項第1号から第3号までに掲げる事項	略	条例第13条第1項第1号	第5条第1項第1号から第6号までに掲げる事項	略
条例第14条	略	略	条例第14条	略	略
	第8条第1項及び第10条第1項の意見並びに第12条の規定により行った環境影響評価の結果にかんがみ第6条の地域に追加すべきものと認め	略		第8条第1項及び第10条第1項の意見並びに第12条の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み第6条の地域に追加すべきものと認められ	略

改正前			改正後		
	られる地域を含む。 以下			る地域を含む。以下	
略			略		
<p>(港湾環境影響評価その他の手続を行う場合の規則の準用)</p> <p>第39条 第9条から第31条まで(第24条第2項第4号及び第3項並びに第26条から第28条までを除く。)の規定は、条例第33条第1項の規定により港湾環境影響評価その他の手続を行う場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>(港湾環境影響評価その他の手続を行う場合の規則の準用)</p> <p>第39条 第9条から第31条の2まで(第24条第2項第4号及び第3項並びに第26条から第28条までを除く。)の規定は、条例第33条第1項の規定により港湾環境影響評価その他の手続を行う場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
略			略		
第11条第7号	略		第11条第7号	略	
第12条第1項	条例第16条第1項	条例第33条第2項において準用する条例第16条第1項	第11条の2	条例第15条	条例第33条第2項において準用する条例第15条
第12条第2項	事業者	港湾管理者	第12条	条例第16条第1項	条例第33条第2項において準用する条例第16条第1項
第13条	略		第13条	略	
第13条第2項第1号	事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	港湾管理者の名称及び住所			
第13条第2項第2号	対象事業の名称、種類及び規模	対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て区域(決定後の			

改正前			改正後		
		港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。)の面積			
第13条第2項 第3号	対象事業	対象港湾計画に定められる港湾開発等			
第14条の見出し	略		第14条の見出し	略	
第14条	条例第16条第3項	条例第33条第2項において準用する条例第16条第3項	第14条	条例第16条第2項	条例第33条第2項において準用する条例第16条第2項
	事業者	略		事業者	略
第15条第1項	条例第16条第3項	条例第33条第2項において準用する条例第16条第3項			
第16条	略		第16条	略	
略			略		
第22条第3号	略		第22条第3号	略	
第5章の章名	略		第22条の2	条例第22条	条例第33条第2項において準用する条例第22条
略			第5章の章名	略	
第31条第3号	略		略		
			第31条第3号	略	
			第31条の2	条例第31条	条例第33条第2項において準用する条例第31条
第8章 略 (法対象事業に係る規則の準用)			第8章 略 (法対象事業に係る規則の準用)		

改正前			改正後		
<p>第40条 第28条から第31条まで及び第41条（第3号及び第4号を除く。）から第43条までの規定は、条例第43条第1項の規定により条例第29条から第31条まで及び第45条から第47条（第1項第4号を除く。）までの規定を法対象事業について準用する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>第40条 第28条から第31条の2まで及び第41条（第1項並びに第2項第3号及び第4号を除く。）から第43条までの規定は、条例第43条第1項の規定により条例第29条から第31条まで、第45条、第46条（第1項を除く。）及び第47条（第1項第4号を除く。）の規定を法対象事業について準用する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
略			略		
第31条第4号	略		第31条第4号	略	
第41条の見出し	条例第46条第1項	条例第43条第1項において準用する条例第46条第1項	第41条の見出し	条例第46条	条例第43条第1項において準用する条例第46条
第41条	条例第46条第1項	条例第43条第1項において準用する条例第46条第1項	第41条第2項	条例第46条第2項	条例第43条第1項において準用する条例第46条第2項
第41条第2号	略		第41条第2項第2号	略	
第42条	条例第46条第2項	条例第43条第1項において準用する条例第46条第2項	第42条	条例第46条第3項	条例第43条第1項において準用する条例第46条第3項
略			略		
第43条第2項第1号	事業者	法事業者	第43条第2項第1号	配慮書事業者又は事業者	法事業者
第43条第2項第2号	対象事業	法対象事業	第43条第2項第2号	配慮書対象事業又は対象事業	法対象事業
2 第29条から第31条まで、第41条（第2号から第4号までを除く。）			2 第29条から第31条の2まで、第41条（第1項及び第2項第2号		

改正前			改正後																																									
<p>及び第42条の規定は、条例第43条第2項の規定により条例第30条（第1項を除く。）第31条、第45条及び第46条の規定を法対象港湾計画について準用する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>から第4号までを除く。）及び第42条の規定は、条例第43条第2項の規定により条例第30条（第1項を除く。）第31条、第45条及び第46条（第1項を除く。）の規定を法対象港湾計画について準用する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>																																									
<table border="1"> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>第31条第4号</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>第41条の見出し</td> <td>条例第46条第1項</td> <td>条例第43条第2項において準用する条例第46条第1項</td> </tr> <tr> <td>第41条</td> <td>条例第46条第1項</td> <td>条例第43条第2項において準用する条例第46条第1項</td> </tr> <tr> <td>第41条第1号</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>第42条</td> <td>条例第46条第2項</td> <td>条例第43条第2項において準用する条例第46条第2項</td> </tr> </table>			略			第31条第4号	略		第41条の見出し	条例第46条第1項	条例第43条第2項において準用する条例第46条第1項	第41条	条例第46条第1項	条例第43条第2項において準用する条例第46条第1項	第41条第1号	略		第42条	条例第46条第2項	条例第43条第2項において準用する条例第46条第2項	<table border="1"> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>第31条第4号</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>第31条の2</td> <td>条例第31条</td> <td>条例第43条第2項において準用する条例第31条</td> </tr> <tr> <td>第41条の見出し</td> <td>条例第46条</td> <td>条例第43条第2項において準用する条例第46条</td> </tr> <tr> <td>第41条第2項</td> <td>条例第46条第2項</td> <td>条例第43条第2項において準用する条例第46条第2項</td> </tr> <tr> <td>第41条第2項第1号</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>第42条</td> <td>条例第46条第3項</td> <td>条例第43条第2項において準用する条例第46条第3項</td> </tr> </table>			略			第31条第4号	略		第31条の2	条例第31条	条例第43条第2項において準用する条例第31条	第41条の見出し	条例第46条	条例第43条第2項において準用する条例第46条	第41条第2項	条例第46条第2項	条例第43条第2項において準用する条例第46条第2項	第41条第2項第1号	略		第42条	条例第46条第3項	条例第43条第2項において準用する条例第46条第3項
略																																												
第31条第4号	略																																											
第41条の見出し	条例第46条第1項	条例第43条第2項において準用する条例第46条第1項																																										
第41条	条例第46条第1項	条例第43条第2項において準用する条例第46条第1項																																										
第41条第1号	略																																											
第42条	条例第46条第2項	条例第43条第2項において準用する条例第46条第2項																																										
略																																												
第31条第4号	略																																											
第31条の2	条例第31条	条例第43条第2項において準用する条例第31条																																										
第41条の見出し	条例第46条	条例第43条第2項において準用する条例第46条																																										
第41条第2項	条例第46条第2項	条例第43条第2項において準用する条例第46条第2項																																										
第41条第2項第1号	略																																											
第42条	条例第46条第3項	条例第43条第2項において準用する条例第46条第3項																																										
<p>第9章 略 （条例第46条第1項の規則で定める者）</p>			<p>第9章 略 （条例第46条の規則で定める者）</p>																																									
<p>第41条</p>			<p>第41条 条例第46条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p>																																									
<p>条例第46条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p>			<p>(1) 都市計画決定権者 (2) 委託、請負等により配慮書対象事業に係る業務を行う者</p>																																									
<p>2 条例第46条第2項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p>			<p>2 条例第46条第2項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p>																																									

改正前	改正後																
<p>(1)～(4) 略 (身分証明書)</p> <p>第42条 条例第46条第2項の身分を示す証明書の様式は、様式第9号のとおりとする。 (公表の方法等)</p> <p>第43条 略</p> <p>2 条例第47条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1) 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 対象事業の名称及び対象事業の実施区域</p> <p>(3) 略</p> <p>別表第1(第2条関係)</p>	<p>(1)～(4) 略 (身分証明書)</p> <p>第42条 条例第46条第3項の身分を示す証明書の様式は、様式第9号のとおりとする。 (公表の方法等)</p> <p>第43条 略</p> <p>2 条例第47条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1) <u>配慮書事業者又は事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</u></p> <p>(2) <u>配慮書対象事業又は対象事業の名称及び実施区域</u></p> <p>(3) 略</p> <p>別表第1(第2条関係)</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="241 791 483 833">事業の種類</th> <th data-bbox="483 791 1106 833">事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="241 833 483 874">1～15 略</td> <td data-bbox="483 833 1106 874"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 874 483 1225">16 条例別表第16号に掲げる事業の種類</td> <td data-bbox="483 874 1106 1225">(1)～(6) 略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 1225 483 1267">17 略</td> <td data-bbox="483 1225 1106 1267"></td> </tr> </tbody> </table>	事業の種類	事業の要件	1～15 略		16 条例別表第16号に掲げる事業の種類	(1)～(6) 略	17 略		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1169 791 1411 833">事業の種類</th> <th data-bbox="1411 791 2029 833">事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1169 833 1411 874">1～15 略</td> <td data-bbox="1411 833 2029 874"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 874 1411 1225">16 条例別表第16号に掲げる事業の種類</td> <td data-bbox="1411 874 2029 1225"> (1)～(6) 略 <u>(7) 出力が3,500キロワット以上である風力発電所(海岸線から1キロメートルを超える海域に設置されるものを除く。)の設置の工事の事業</u> <u>(8) 出力が3,500キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力発電所(海岸線から1キロメートルを超える海域に設置されているものを除く。)の変更の工事の事業</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 1225 1411 1267">17 略</td> <td data-bbox="1411 1225 2029 1267"></td> </tr> </tbody> </table>	事業の種類	事業の要件	1～15 略		16 条例別表第16号に掲げる事業の種類	(1)～(6) 略 <u>(7) 出力が3,500キロワット以上である風力発電所(海岸線から1キロメートルを超える海域に設置されるものを除く。)の設置の工事の事業</u> <u>(8) 出力が3,500キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力発電所(海岸線から1キロメートルを超える海域に設置されているものを除く。)の変更の工事の事業</u>	17 略	
事業の種類	事業の要件																
1～15 略																	
16 条例別表第16号に掲げる事業の種類	(1)～(6) 略																
17 略																	
事業の種類	事業の要件																
1～15 略																	
16 条例別表第16号に掲げる事業の種類	(1)～(6) 略 <u>(7) 出力が3,500キロワット以上である風力発電所(海岸線から1キロメートルを超える海域に設置されるものを除く。)の設置の工事の事業</u> <u>(8) 出力が3,500キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力発電所(海岸線から1キロメートルを超える海域に設置されているものを除く。)の変更の工事の事業</u>																
17 略																	
<p>別表第2(第19条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="241 1321 448 1362">対象事業の区</td> <td data-bbox="448 1321 683 1362">事業の諸元</td> <td data-bbox="683 1321 1106 1362">手続を経ることを要しない修</td> </tr> </table>	対象事業の区	事業の諸元	手続を経ることを要しない修	<p>別表第2(第19条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1169 1321 1375 1362">対象事業の区</td> <td data-bbox="1375 1321 1610 1362">事業の諸元</td> <td data-bbox="1610 1321 2029 1362">手続を経ることを要しない修</td> </tr> </table>	対象事業の区	事業の諸元	手続を経ることを要しない修										
対象事業の区	事業の諸元	手続を経ることを要しない修															
対象事業の区	事業の諸元	手続を経ることを要しない修															

改正前			改正後		
分		正の要件	分		正の要件
略			略		
別表第1の16の項の(5)又は(6)に該当する対象事業	略		別表第1の16の項の(5)又は(6)に該当する対象事業	略	
			別表第1の16の項の(7)又は(8)に該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
				対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
別表第1の17の項の(1)から(4)までに該当する対象事業	略		別表第1の17の項の(1)から(4)までに該当する対象事業	略	
略			略		
別表第3(第25条関係)			別表第3(第25条関係)		
対象事業の区分	事業の諸元	手続きを経ることを要しない変更の要件	対象事業の区分	事業の諸元	手続きを経ることを要しない変更の要件
略			略		
別表第1の16の項の(5)又は(6)に該当する対象事業	略		別表第1の16の項の(5)又は(6)に該当する対象事業	略	
			別表第1の16	発電所の出力	発電所の出力が10パーセント

改正前		改正後		
			<u>の項の(7)又は(8)に該当する対象事業</u>	<u>以上増加しないこと。</u> <u>変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。</u> <u>発電設備の位置</u>
				<u>発電設備が100メートル以上移動しないこと。</u>
別表第1の17の項の(1)から(4)までに該当する対象事業	略	別表第1の17の項の(1)から(4)までに該当する対象事業	略	
略		略		

改正前	改正後														
	<p>様式第1号（第2条の3、第35条の2関係）</p> <p style="text-align: center;">配慮書等送付書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名 印 〔 法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕</p> <p>〔 佐賀県環境影響評価条例第4条の4 佐賀県環境影響評価条例施行規則第31条の2の規定により読み替えて適用される佐賀県環境影 響評価条例第4条の4 〕</p> <p><u>の規定により、配慮書及びこれを要約した書類（以下「要約書」という。）を送付します。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="1160 885 2018 1305"> <tr> <td>配慮書対象事業（都市計画配慮書対象事業）の 名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配慮書対象事業（都市計画配慮書対象事業）の 種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配慮書対象事業（都市計画配慮書対象事業）の 規模</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配慮書対象事業（都市計画配慮書対象事業）が 実施されるべき区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配慮書及び要約書についての公表の方法及び公 表の日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配慮書及び要約書の公表場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配慮書及び要約書の公表期間</td> <td></td> </tr> </table>	配慮書対象事業（都市計画配慮書対象事業）の 名称		配慮書対象事業（都市計画配慮書対象事業）の 種類		配慮書対象事業（都市計画配慮書対象事業）の 規模		配慮書対象事業（都市計画配慮書対象事業）が 実施されるべき区域		配慮書及び要約書についての公表の方法及び公 表の日		配慮書及び要約書の公表場所		配慮書及び要約書の公表期間	
配慮書対象事業（都市計画配慮書対象事業）の 名称															
配慮書対象事業（都市計画配慮書対象事業）の 種類															
配慮書対象事業（都市計画配慮書対象事業）の 規模															
配慮書対象事業（都市計画配慮書対象事業）が 実施されるべき区域															
配慮書及び要約書についての公表の方法及び公 表の日															
配慮書及び要約書の公表場所															
配慮書及び要約書の公表期間															

改正前	改正後																														
<p>様式第1号（第3条、第36条関係）</p> <p style="text-align: center;">方法書送付書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名 印 〔 法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕</p> <p>〔 佐賀県環境影響評価条例第6条 佐賀県環境影響評価条例施行規則第32条の規定により読み替えて適用される佐賀県環境影響評 価条例第6条 〕</p> <p>の規定により、方法書を送付します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>対象事業（都市計画対象事業）の名称</td><td></td></tr> <tr><td>対象事業（都市計画対象事業）の種類</td><td></td></tr> <tr><td>対象事業（都市計画対象事業）の規模</td><td></td></tr> <tr><td>対象事業（都市計画対象事業）が実施されるべき区域</td><td></td></tr> <tr><td>方法書についての公告の方法及び公告の日</td><td></td></tr> <tr><td>方法書の縦覧場所</td><td></td></tr> <tr><td>方法書の縦覧期間</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: right;">（日本工業規格 A 4 縦）</p>	対象事業（都市計画対象事業）の名称		対象事業（都市計画対象事業）の種類		対象事業（都市計画対象事業）の規模		対象事業（都市計画対象事業）が実施されるべき区域		方法書についての公告の方法及び公告の日		方法書の縦覧場所		方法書の縦覧期間		<p>様式第1号の2（第3条、第36条関係）</p> <p style="text-align: center;">方法書等送付書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名 印 〔 法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕</p> <p>〔 佐賀県環境影響評価条例第6条 佐賀県環境影響評価条例施行規則第32条の規定により読み替えて適用される佐賀県環境影響評 価条例第6条 〕</p> <p>の規定により、<u>方法書及びこれを要約した書類（以下「要約書」という。）</u>を送付します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>対象事業（都市計画対象事業）の名称</td><td></td></tr> <tr><td>対象事業（都市計画対象事業）の種類</td><td></td></tr> <tr><td>対象事業（都市計画対象事業）の規模</td><td></td></tr> <tr><td>対象事業（都市計画対象事業）が実施されるべき区域</td><td></td></tr> <tr><td>方法書及び要約書についての公告の方法及び公告の日</td><td></td></tr> <tr><td>方法書及び要約書の縦覧場所</td><td></td></tr> <tr><td>方法書及び要約書の縦覧期間</td><td></td></tr> <tr><td>方法書説明会の開催場所及び開催年月日</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: right;">（日本工業規格 A 4 縦）</p>	対象事業（都市計画対象事業）の名称		対象事業（都市計画対象事業）の種類		対象事業（都市計画対象事業）の規模		対象事業（都市計画対象事業）が実施されるべき区域		方法書及び要約書についての公告の方法及び公告の日		方法書及び要約書の縦覧場所		方法書及び要約書の縦覧期間		方法書説明会の開催場所及び開催年月日	
対象事業（都市計画対象事業）の名称																															
対象事業（都市計画対象事業）の種類																															
対象事業（都市計画対象事業）の規模																															
対象事業（都市計画対象事業）が実施されるべき区域																															
方法書についての公告の方法及び公告の日																															
方法書の縦覧場所																															
方法書の縦覧期間																															
対象事業（都市計画対象事業）の名称																															
対象事業（都市計画対象事業）の種類																															
対象事業（都市計画対象事業）の規模																															
対象事業（都市計画対象事業）が実施されるべき区域																															
方法書及び要約書についての公告の方法及び公告の日																															
方法書及び要約書の縦覧場所																															
方法書及び要約書の縦覧期間																															
方法書説明会の開催場所及び開催年月日																															

改正前	改正後																																		
<p style="text-align: center;">様式第 2 号（第 7 条、第 36 条関係）</p> <p style="text-align: center;">方法書意見概要書送付書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">様</p> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> <p>住所</p> <p>氏名 印</p> <p>〔 法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕</p> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p>〔 佐賀県環境影響評価条例第 9 条 佐賀県環境影響評価条例施行規則第 32 条の規定により読み替えて適用される佐賀県環境影響評 価条例第 9 条 〕</p> <p>の規定により、方法書に対する意見の概要を記載した書類を送付します。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 70%;">対象事業（都市計画対象事業）の名称</td><td></td></tr> <tr><td>対象事業（都市計画対象事業）の種類</td><td></td></tr> <tr><td>対象事業（都市計画対象事業）の規模</td><td></td></tr> <tr><td>対象事業（都市計画対象事業）が実施されるべき区域</td><td></td></tr> <tr><td>方法書についての公告の方法及び公告の日</td><td></td></tr> <tr><td>方法書の縦覧場所</td><td></td></tr> <tr><td>方法書の縦覧期間</td><td></td></tr> <tr><td>意見書の提出件数及び提出者数</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">（日本工業規格 A 4 縦）</p> </div>	対象事業（都市計画対象事業）の名称		対象事業（都市計画対象事業）の種類		対象事業（都市計画対象事業）の規模		対象事業（都市計画対象事業）が実施されるべき区域		方法書についての公告の方法及び公告の日		方法書の縦覧場所		方法書の縦覧期間		意見書の提出件数及び提出者数		<p style="text-align: center;">様式第 2 号（第 7 条、第 36 条関係）</p> <p style="text-align: center;">方法書意見概要書送付書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">様</p> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> <p>住所</p> <p>氏名 印</p> <p>〔 法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕</p> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p>〔 佐賀県環境影響評価条例第 9 条 佐賀県環境影響評価条例施行規則第 32 条の規定により読み替えて適用される佐賀県環境影響評 価条例第 9 条 〕</p> <p>の規定により、方法書に対する意見の概要を記載した書類を送付します。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 70%;">対象事業（都市計画対象事業）の名称</td><td></td></tr> <tr><td>対象事業（都市計画対象事業）の種類</td><td></td></tr> <tr><td>対象事業（都市計画対象事業）の規模</td><td></td></tr> <tr><td>対象事業（都市計画対象事業）が実施されるべき区域</td><td></td></tr> <tr><td>方法書及び要約書についての公告の方法及び公告の日</td><td></td></tr> <tr><td>方法書及び要約書の縦覧場所</td><td></td></tr> <tr><td>方法書及び要約書の縦覧期間</td><td></td></tr> <tr><td>方法書説明会の開催場所及び開催年月日</td><td></td></tr> <tr><td>意見書の提出件数及び提出者数</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">（日本工業規格 A 4 縦）</p> </div>	対象事業（都市計画対象事業）の名称		対象事業（都市計画対象事業）の種類		対象事業（都市計画対象事業）の規模		対象事業（都市計画対象事業）が実施されるべき区域		方法書及び要約書についての公告の方法及び公告の日		方法書及び要約書の縦覧場所		方法書及び要約書の縦覧期間		方法書説明会の開催場所及び開催年月日		意見書の提出件数及び提出者数	
対象事業（都市計画対象事業）の名称																																			
対象事業（都市計画対象事業）の種類																																			
対象事業（都市計画対象事業）の規模																																			
対象事業（都市計画対象事業）が実施されるべき区域																																			
方法書についての公告の方法及び公告の日																																			
方法書の縦覧場所																																			
方法書の縦覧期間																																			
意見書の提出件数及び提出者数																																			
対象事業（都市計画対象事業）の名称																																			
対象事業（都市計画対象事業）の種類																																			
対象事業（都市計画対象事業）の規模																																			
対象事業（都市計画対象事業）が実施されるべき区域																																			
方法書及び要約書についての公告の方法及び公告の日																																			
方法書及び要約書の縦覧場所																																			
方法書及び要約書の縦覧期間																																			
方法書説明会の開催場所及び開催年月日																																			
意見書の提出件数及び提出者数																																			

改正前	改正後																																
様式第3号(第9条、第36条、第39条関係)	様式第3号(第9条、第36条、第39条関係)																																
準備書等送付書	準備書等送付書																																
年 月 日	年 月 日																																
様	様																																
住所 氏名 印 〔 法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕	住所 氏名 印 〔 法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕																																
<table border="0"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td>佐賀県環境影響評価条例第14条 佐賀県環境影響評価条例施行規則第32条の規定により読み替えて適用される佐賀県環境影響評価条例第14条 佐賀県環境影響評価条例第33条第2項において準用する同条例第14条</td> </tr> </table>	{	佐賀県環境影響評価条例第14条 佐賀県環境影響評価条例施行規則第32条の規定により読み替えて適用される佐賀県環境影響評価条例第14条 佐賀県環境影響評価条例第33条第2項において準用する同条例第14条	<table border="0"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td>佐賀県環境影響評価条例第14条 佐賀県環境影響評価条例施行規則第32条の規定により読み替えて適用される佐賀県環境影響評価条例第14条 佐賀県環境影響評価条例第33条第2項において準用する同条例第14条</td> </tr> </table>	{	佐賀県環境影響評価条例第14条 佐賀県環境影響評価条例施行規則第32条の規定により読み替えて適用される佐賀県環境影響評価条例第14条 佐賀県環境影響評価条例第33条第2項において準用する同条例第14条																												
{	佐賀県環境影響評価条例第14条 佐賀県環境影響評価条例施行規則第32条の規定により読み替えて適用される佐賀県環境影響評価条例第14条 佐賀県環境影響評価条例第33条第2項において準用する同条例第14条																																
{	佐賀県環境影響評価条例第14条 佐賀県環境影響評価条例施行規則第32条の規定により読み替えて適用される佐賀県環境影響評価条例第14条 佐賀県環境影響評価条例第33条第2項において準用する同条例第14条																																
の規定により、準備書及びこれを要約した書類(以下「要約書」という。)を送付します。	の規定により、準備書及びこれを要約した書類(以下「要約書」という。)を送付します。																																
記	記																																
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">対象事業(都市計画対象事業、対象港湾計画)の名称</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>対象事業(都市計画対象事業)の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>対象事業(都市計画対象事業、対象港湾計画)の規模</td> <td></td> </tr> <tr> <td>対象事業(都市計画対象事業、対象港湾計画)が実施されるべき区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>準備書及び要約書についての公告の方法及び公告の日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>準備書及び要約書の縦覧場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>準備書及び要約書の縦覧期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>説明会の開催場所及び開催年月日</td> <td></td> </tr> </table>	対象事業(都市計画対象事業、対象港湾計画)の名称		対象事業(都市計画対象事業)の種類		対象事業(都市計画対象事業、対象港湾計画)の規模		対象事業(都市計画対象事業、対象港湾計画)が実施されるべき区域		準備書及び要約書についての公告の方法及び公告の日		準備書及び要約書の縦覧場所		準備書及び要約書の縦覧期間		説明会の開催場所及び開催年月日		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">対象事業(都市計画対象事業、対象港湾計画)の名称</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>対象事業(都市計画対象事業)の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>対象事業(都市計画対象事業、対象港湾計画)の規模</td> <td></td> </tr> <tr> <td>対象事業(都市計画対象事業、対象港湾計画)が実施されるべき区域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>準備書及び要約書についての公告の方法及び公告の日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>準備書及び要約書の縦覧場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>準備書及び要約書の縦覧期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>準備書説明会の開催場所及び開催年月日</td> <td></td> </tr> </table>	対象事業(都市計画対象事業、対象港湾計画)の名称		対象事業(都市計画対象事業)の種類		対象事業(都市計画対象事業、対象港湾計画)の規模		対象事業(都市計画対象事業、対象港湾計画)が実施されるべき区域		準備書及び要約書についての公告の方法及び公告の日		準備書及び要約書の縦覧場所		準備書及び要約書の縦覧期間		準備書説明会の開催場所及び開催年月日	
対象事業(都市計画対象事業、対象港湾計画)の名称																																	
対象事業(都市計画対象事業)の種類																																	
対象事業(都市計画対象事業、対象港湾計画)の規模																																	
対象事業(都市計画対象事業、対象港湾計画)が実施されるべき区域																																	
準備書及び要約書についての公告の方法及び公告の日																																	
準備書及び要約書の縦覧場所																																	
準備書及び要約書の縦覧期間																																	
説明会の開催場所及び開催年月日																																	
対象事業(都市計画対象事業、対象港湾計画)の名称																																	
対象事業(都市計画対象事業)の種類																																	
対象事業(都市計画対象事業、対象港湾計画)の規模																																	
対象事業(都市計画対象事業、対象港湾計画)が実施されるべき区域																																	
準備書及び要約書についての公告の方法及び公告の日																																	
準備書及び要約書の縦覧場所																																	
準備書及び要約書の縦覧期間																																	
準備書説明会の開催場所及び開催年月日																																	
(日本工業規格 A 4 縦)	(日本工業規格 A 4 縦)																																

改正前

様式第4号(第17条、第36条、第39条関係)

準備書意見概要書等送付書

年 月 日

様

住所
氏名 印
〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

〔 佐賀県環境影響評価条例第18条
佐賀県環境影響評価条例施行規則第32条の規定により読み替えて適用される佐賀県環境影響評価条例第18条
佐賀県環境影響評価条例第33条第2項において準用する同条例第18条
の規定により、準備書に対する意見の概要及び当該意見についての見解を記載した書類を送付します。 〕

記

対象事業(都市計画対象事業、対象港湾計画)の名称	
対象事業(都市計画対象事業)の種類	
対象事業(都市計画対象事業、対象港湾計画)の規模	
対象事業(都市計画対象事業、対象港湾計画)が実施されるべき区域	
準備書及び要約書についての公告の方法及び公告の日	
準備書及び要約書の縦覧場所	
準備書及び要約書の縦覧期間	
説明会の開催場所及び開催年月日	
意見書の提出件数及び提出者数	

(日本工業規格A4縦)

改正後

様式第4号(第17条、第36条、第39条関係)

準備書意見概要書等送付書

年 月 日

様

住所
氏名 印
〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

〔 佐賀県環境影響評価条例第18条
佐賀県環境影響評価条例施行規則第32条の規定により読み替えて適用される佐賀県環境影響評価条例第18条
佐賀県環境影響評価条例第33条第2項において準用する同条例第18条
の規定により、準備書に対する意見の概要及び当該意見についての見解を記載した書類を送付します。 〕

記

対象事業(都市計画対象事業、対象港湾計画)の名称	
対象事業(都市計画対象事業)の種類	
対象事業(都市計画対象事業、対象港湾計画)の規模	
対象事業(都市計画対象事業、対象港湾計画)が実施されるべき区域	
準備書及び要約書についての公告の方法及び公告の日	
準備書及び要約書の縦覧場所	
準備書及び要約書の縦覧期間	
準備書説明会の開催場所及び開催年月日	
意見書の提出件数及び提出者数	

(日本工業規格A4縦)

改正前	改正後
<p>様式第9号（第42条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">略</div> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">佐賀県環境影響評価条例抜すい</p> <p>（報告及び立入調査）</p> <p>第46条</p> <p>知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者その他規則で定める者に対し、対象事業の実施状況若しくは対象事業に係る環境影響評価その他の手続の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、事業者その他規則で定める者の事務所若しくは対象事業の実施区域に立ち入り、当該対象事業の実施状況若しくは当該対象事業に係る環境影響評価その他の手続の実施状況を調査させることができる。</p> <p>2. 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3. 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> </div>	<p>様式第9号（第42条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">略</div> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">佐賀県環境影響評価条例抜粋</p> <p>（報告及び立入調査）</p> <p>第46条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、配慮書事業者その他規則で定める者に対し、配慮書対象事業に係る第4条の2から第4条の7までの規定による計画段階配慮事項についての検討その他の手続の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、配慮書事業者その他規則で定める者の事務所若しくは配慮書対象事業の配慮書事業実施想定区域に立ち入り、配慮書対象事業に係る第4条の2から第4条の7までの規定による計画段階配慮事項についての検討その他の手続の実施状況を調査させることができる。</p> <p>2. 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者その他規則で定める者に対し、対象事業の実施状況若しくは対象事業に係る環境影響評価その他の手続の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、事業者その他規則で定める者の事務所若しくは対象事業の実施区域に立ち入り、当該対象事業の実施状況若しくは当該対象事業に係る環境影響評価その他の手続の実施状況を調査させることができる。</p> <p>3. 前2項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>4. 第1項及び第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> </div>

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に電気事業法（昭和39年法律第170号）第48条第1項の規定による届出がなされた事業（この規則の施行の日以後に佐賀県環境影響評価条例第25条第2項に規定する軽微な変更以外の変更により対象事業に該当することとなった事業を除く。）であって、この規則による改正後の佐賀県環境影響評価条例施行規則の規定により新たに佐賀県環境影響評価条例（平成11年佐賀県条例第25号）第2条第2項に規定する対象事業となる事業については、佐賀県環境影響評価条例第2章の2から第9章までの規定は適用しない。